

しみずニュー福祉定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕に基づき取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

1.（預入対象者）

当行に年金等受取口座を持っているか、又は新規に年金等を振込指定する方にかぎります。
なお、年金等は以下の種類とします。

（1）国民年金関連

①障害基礎年金 ②遺族基礎年金

（2）（旧）国民年金関連

①老齢福祉年金 ②障害年金 ③母子年金 ④準母子年金 ⑤遺児年金 ⑥老齢特別給付金

（3）（旧）厚生年金関連（船員保険を含む）

①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金 ④特例遺族年金 ⑤寡婦年金 ⑥鰥夫年金
⑦遺児年金

（4）共済年金関連

①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金

（5）各種手当関連

①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③障害児福祉手当 ④特別障害者手当 ⑤福祉手当
⑥医療特別手当 ⑦特別手当 ⑧健康管理手当 ⑨保健手当

2.（預入れ）

（1）この預金の預入れは一口100円以上とし、最高300万円まで預入れできます。

（2）この預金は1年の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕の証書式とし、自動継続の取扱はいたしません。

3.（利息）

（1）この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書の記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。

①解約の場合 解約日における普通預金の利率

②書替継続の場合 書替日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期預金〔1年もの〕の利率

4.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2019 年 10 月 1 日現在